

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足利市は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県足利市長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスター作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

国保資格ファイル
国保負担区分ファイル
宛名情報ファイル
資格情報(個人)ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 番号法第9条第2項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、24条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42、43、44、45項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	生活環境部保険年金課国民健康保険担当
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活環境部保険年金課国民健康保険担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel0284-20-2147
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活環境部保険年金課国民健康保険担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel0284-20-2147

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月7日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月7日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 関連情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携	国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携	事前	平成29年度から国保情報集約システム運用テストのため、特定個人情報を含むデータの連携を栃木県国民健康保険団体連合会と行う
平成29年3月1日	I 関連情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスター作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスター作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	事前	平成29年度から国保情報集約システム運用テストのため、特定個人情報を含むデータの連携を栃木県国民健康保険団体連合会と行う
平成29年3月1日	I 関連情報 ③個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 番号法第9条第2項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、24条	事後	
平成29年3月1日	I 関連情報 ④情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項 並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42、43、44、45項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109項	事後	
平成29年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年8月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年8月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年8月21日	I-5-②所属長の役職名	保険年金課長 吉田 和敬	保険年金課長	事後	
平成30年8月21日	I-2特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	